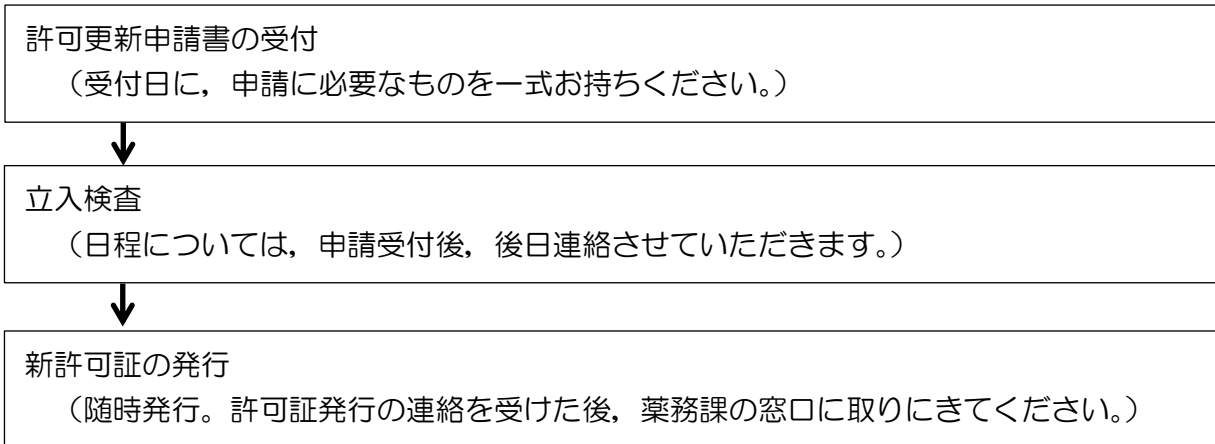




## 高度管理医療機器販売業及び貸与業の許可更新申請に関して 許可更新完了までの一般的な流れ



### 更新許可申請にあたっての注意事項

#### (1) 申請前

更新申請を行う前に書きに該当する事項について確認し、該当する事項がある場合には更新申請前に変更届の提出を行い、手続きを終了してください。

届出事項	チェック欄 (変更の有無)	左欄「有」の場合、 変更届は提出済み ですか。	
営業所の構造設備の主要部分 (例：保管庫の場所)	有 ・ 無	済 ・ 未提出	→変更届未提出 の場合は許可 更新申請前に 必ず変更届を 提出してくだ さい。
申請者の氏名又は住所	有 ・ 無	済 ・ 未提出	
営業所管理者	有 ・ 無	済 ・ 未提出	
営業所管理者の氏名又は住所	有 ・ 無	済 ・ 未提出	
許可の別 (例：販売→販売業・貸与業)	有 ・ 無	済 ・ 未提出	
業務を行う役員 (申請者が法人の場合)	有 ・ 無	済 ・ 未提出	
営業所の名称	有 ・ 無	済 ・ 未提出	

※営業所を同一ビル以外に移転する場合には、新規の許可申請が必要になります。

#### (2) 申請受付時

現在の許可証については、更新申請時に提出して下さい。この許可証はお返しすることはできませんので、必要に応じ、事前にコピーをお取りください。

#### (3) 申請受付後

- ①立入検査では、保管場所や自己点検チェックリストの項目等について確認します。
- ②許可更新申請受付後に申請を取り下げた場合、手数料は返還しませんので、御注意ください。
- ③更新許可証は立入検査の終了後に発行となります。